

軽自動車税 の税率変更について

平成26年3月31日に公布された地方税法の一部改正に伴い、
軽自動車税の税率が変更されます。



○ 原動機付自転車及び二輪等

平成27年度から税率が引き上げられます。

車両の種類		税率(年額)	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪	250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪自動車	250ccを超えるもの	4,000円	6,000円

○ 四輪以上および三輪の軽自動車

1. 平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

※ 平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、
登録後13年まで、現行税率のままです。

車両の種類			税率(年額)	
			変更前	変更後
三輪			3,100円	3,900円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

2. 初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気自動車等を除く)については、
平成28年度から重課税率が適用されます。

車両の種類			重課税率(年額)
三輪			4,600円
四輪	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

問合せ先

税務課 課税係

☎ 52 - 5804